

改正

平成23年3月22日条例第1号

平成23年3月28日条例第23号

平成30年12月14日条例第27号

会津美里町総合計画審議会条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、会津美里町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(任務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、会津美里町総合計画に関する事項を調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。

(1) 一般住民

(2) 学識経験者

(3) 関係団体の役職員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(役員)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(報酬及び費用弁償)

第7条 委員が会議のため出席したとき、又は公務のため旅行をしたときは、報酬及び費用弁償を支給する。

2 前項の支給については、会津美里町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年会津美里町条例第42号）の定めるところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、政策財政課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第4条の規定にかかわらず、この条例の施行後初めて任命される委員の任期は、平成19年3月31日までとする。

附 則（平成23年3月22日条例第1号）

改正

平成23年3月28日条例第23号

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（平成23年9月規則第18号で、同23年10月1日から施行）

附 則（平成23年3月28日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年12月14日条例第27号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。（後略）